

御宿町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 町資産への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、住民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する町資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町の広報・印刷物

イ 町のWEBページ

ウ 町の財産

エ その他広告媒体として活用できる資産等で町長が個別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他、広告媒体に掲載する広告として不適当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別に定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、別に定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに別に定める。

(広告募集等)

第7条 広告募集は、町が発行する広報紙、町のホームページ等により行い、広告掲載料金及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、別に定める。

(掲載申請)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、広告掲載申込書（様

式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 掲載しようとする広告案
- (2) 法人にあつては業務内容等を明らかにする書類等(会社案内、パンフレット等)
- (3) その他必要と認められる書類等

2 申込者が、枠数を超えるときは、申込順位を優先するものとする。

3 掲載申請は、広報紙にあつては広告を掲載しようとする広報発行月の前々月の末日までとし、その他の広告媒体にあつては広告募集の際に周知する。

(掲載決定等)

第9条 町長は、前条第1項の申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲載の可否を申込者に広告掲載許可・不許可決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(掲載料金の納入)

第10条 申込者は、前条の規定による広告掲載の許可があつた場合は、町の発行する納付書により指定する期日までに広告掲載料金を納入するものとする。

(広告の原稿及び版下等の作成)

第11条 広告の原稿及び版下等の作成経費は、申込者の負担とする。

(掲載の取消し)

第12条 町長は、申込者が指定する期日までに、広告掲載料金を納入しなかつたとき、若しくは版下原稿等を提出しないとき、又は広告掲載に係る事業の進行に支障があると認めるときは、掲載を取り消しの上、広告掲載決定取消通知書(様式第3号)により申込者に通知する。

(掲載料金の還付)

第13条 掲載の決定後、申込者の責に帰さない理由により、掲載ができなくなったときは、既納の広告掲載料金は還付する。

(掲載料金の不還付等)

第14条 掲載の決定後、申込者の責に帰すべき理由により、掲載が中止になったときは、既納の広告掲載料金は返還しない。

2 申込者は、掲載後、その責に帰すべき理由により、町に損害を与えた場合はその損害を賠償するものとする。

(審査機関)

第15条 広告媒体に掲載する広告の可否を審査するため、御宿町広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設ける。

2 審査会の委員長は総務課長を、委員は企画財政課長、税務住民課長、その他広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長をもって充てる。

3 町WEBページに掲載する広告に関する審査の場合は、前項に定める委員に総務課庶務係の職員を加えることができるものとする。

4 千葉県屋外広告物条例第6条の許可が必要な屋外広告に関する審査の場合は、第2項

に定める委員に、建設環境課都市建設班の職員を加えることができるものとする。

- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(会議)

第16条 審査会の会議は、掲載する広告の可否を審査する場合、若しくは広告内容等、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月26日告示第19号)

(施行期日)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日要綱第10号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月10日告示第7号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

広 告 掲 載 申 込 書

年 月 日

（あて先）御宿町長

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、名称及び代表者職氏名）

御宿町広告掲載要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申し込みます。
なお、申込みにあたり、御宿町が町税納付状況調査を行うことに同意します。

記

- 1 広告媒体の種類
- 2 掲載希望箇所
- 3 掲載希望枠数
枠
- 4 掲載希望時期
年 月から
- 5 業 種
- 6 広告の内容
- 7 連絡先
 - (1) 担当者部署・氏名
 - (2) TEL
 - (3) FAX
 - (4) Eメール

様式第2号（第9条関係）

広告掲載（許可・不許可）決定通知書

年 月 日

様

御宿町長

印

年 月 日付けで申込みのありました広告掲載について、下記のとおり
掲載（する・しない）ことになりましたので通知します。

記

1 広告媒体

2 掲載希望箇所

3 掲載希望枠数

枠

4 掲載時期

年 月から

5 掲載しない場合の理由

様式第3号（第12条関係）

広告掲載決定取消通知書

年 月 日

様

御宿町長

印

年 月 日付けで決定しました広告掲載について、下記のとおり取消しになりましたので通知します。

記

取消決定理由